

令和 8 年 9 月 1 7 日
株式会社 但馬銀行

「当座勘定規定書」等の改定について

平素より但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

手形・小切手に関しては、政府が令和 8 年度末までに「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」を行う方針を決定しており、当行においても、この取り組みの一環として「手形・小切手・自己宛小切手の発行終了」「手形・小切手の最終振出期限設定」を行うこととしております。

つきましては、上記実施にあたり、「当座勘定規定」等の関連する規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定の対象となる規定

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 当座勘定規定書 | (2) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法 |
| (3) 代金取立規定 | (4) 普通預金規定 |
| (5) 普通預金規定（無通帳口） | (6) 貯蓄預金規定 |
| (7) 納税準備預金規定 | (8) 通知預金規定 |
| (9) 定期預金〈共通規定〉 | (10) 定期積金規定 |

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

- ・手形・小切手用紙の交付にかかる記載を削除
- ・自己宛小切手の発行にかかる記載を削除
- ・手形・小切手の最終振出期限以降は支払わない旨等を明記
- ・令和 8 年 1 0 月 1 日以降に振り出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れない旨を明記

(2) 新旧対照表

[こちら](#)をご参照ください。

(3) 改定日

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行事務統括部 0796-44-5050
受付時間／平日 9:00～17:00
(ただし、銀行休業日を除く)